

平成 22 年（2010 年）4 月 1 日

アステールプラザ（文化創造センター、中区民文化センター）

施設利用の取扱い変更のお知らせ

平成 22 年 4 月 1 日より、アステールプラザの指定管理者に、(財)広島市文化財団が引き続いて指定されました。

館の運営を適切に行いつつ、できるだけお客様の利便性の向上を図る観点から、市と協議を行い施設利用についての取扱いを改正し、4 月 1 日（一部除く）から実施します。

取扱いについての主な改正点は次のとおりです。

1 連続で施設を使用できる日数の延長

従来、施設を連続で使用できるのは文化活動の発表を目的とした展示会等のロビーを除き、3 日（準備・撤去で 5 日）が限度でしたが、使用前 6 か月未満に受付けるものについては、連続 7 日（準備・撤去で 9 日）までご利用いただけます。

2 使用当日の会場変更

使用当日に定員より多くの人数が集まった等、やむを得ない理由により使用会場を変更する場合、追加の料金のみでご利用いただけます。（返還はできません。）

3 利用料金の割引、又は値下げ

次の施設・附属設備料金を割引き又は値下げします。

① 中ホール使用日の 2 か月未満に受けを行った場合の利用料金を 3 分の 2 の額とします。ただし、すでに予約済又は使用許可済のものからの変更はできません。

② 施設の利用料金を値下げします。

〔大広間〕（一般活動の場合）

現行：5,400 円（3 時間） ⇒ 4,500 円（3 時間）

〔録音編集室〕（一般活動の場合）

現行：3,080 円（3 時間） ⇒ 2,100 円（3 時間）

③ 附属設備の利用料金を値下げします。

〔大ホール〕

現行：35 ミリ映写機 15,690 円（1 区分） ⇒ 7,840 円(1 区分)

現行：16 ミリ映写機 10,500 円（1 区分） ⇒ 5,250 円(1 区分)

現行：スライド映写機 10,500 円（1 区分） ⇒ 5,250 円(1 区分)

現行：譜面台及び演奏者用いす各 100 円(1 区分) ⇒ 無料

[中ホール]

現行：35 ミリ映写機 4,200 円 (1 区分) ⇒ 2,100 円(1 区分)

現行：16 ミリ映写機 3,150 円 (1 区分) ⇒ 1,560 円(1 区分)

現行：スライド映写機 2,100 円 (1 区分) ⇒ 1,050 円(1 区分)

[リハーサル室]

現行：譜面台 100 円(1 区分) ⇒ 無料

[大会議室]

現行：セットデッキ、プレーヤー各 300 円 (3 時間) ⇒ 一式 300 円(3 時間)

現行：ビデオレコーダー、教材提示装置各 620 円 (3 時間) ⇒ 一式 620 円(3 時間)

4 7月からの取扱いの変更

① 連続使用する場合の優先使用の取扱い 【7月1日から受付けます。】

「連続使用の優先使用」は、仕込み、リハーサル、本番(1日～複数日)、と連続して会場を確保しないと公演が実施できないため、1年前応答日に連続して一括予約ができる特例(商業活動を除く)です。しかし、単独日使用の希望者が「予約待ち」していても、競合する連続使用希望者の方が優先されるケースが出てくることになりました。この問題を解消するため、予約待ちをしていることが明白な場合は、予約待ちの方を優先する取扱いに改正します。(ホール、多目的スタジオ、市民ギャラリー)

② 優先使用の取扱い 【7月1日から受付けます。】

従来の公的行事や全国大会などの他に、新たに当センターを毎年恒例(5年以上)で使われたと認められる全国巡回公演又はホールを長期連続(3日以上)して使用する事業については、優先使用が可能(商業活動を除く)となりました。ただし、長期連続で許可したものは、3日以上の条件を満たさないキャンセルはできませんのでご注意ください。手続きには、1年前応当日の1か月前までに所定の申請書の提出が必要です。

5 利用料金の返還について【平成23年4月1日以降の使用分から適用します。】

ホールの使用に係る利用料金の返還基準

現行：使用日の1週間前までの取消・変更は全額返還する。

変更後：使用日の2か月前までの取消・変更は全額返還する。

現行：使用日の前日までの取消・変更は半額返還する。

変更後：使用日の1か月前までの取消・変更は半額返還する。